

③ その他の事業者外部への通報を行おうとする場合

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、(1)～(6)のいずれか1つに該当すること

- (1) 事業者内部（役務提供先等）又は行政機関に公益通報をすれば、解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由があること

(注) 通報者が役員の場合は、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要となります。

例：以前、同僚が内部通報したところ、それを理由として解雇された例がある場合

- (2) 事業者内部（役務提供先等）に公益通報をすれば、通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあることと信ずるに足りる相当の理由があること

(注) 通報者が役員の場合は、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要となります。

例：事業者ぐるみで法令違反が行われている場合

- (3) 事業者内部（役務提供先等）に公益通報をすれば、役務提供先が通報者について知り得た事項を、通報者を特定させるものであると知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由があること

(注) 通報者が役員の場合は、当該保護要件の対象外となります。

例：以前、同僚が内部通報したところ、通報受付担当者が社内全員に通報者名を周知したことがあったが、適切な再発防止策がとられていない場合

- (4) 役務提供先から事業者内部（役務提供先等）又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求されたこと

(注) 通報者が役員の場合は、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要となります。

例：誰にも言わないように上司から口止めされた場合

- (5) 書面により事業者内部（役務提供先等）に公益通報をした日から20日を経過しても、通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わないこと

(注) 通報者が役員の場合は、当該保護要件の対象外となります。

例：勤務先に書面で通報して20日を経過しても何の連絡もない場合

- (6) 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産（事業を行う場合におけるものを除く。）に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。）が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があること

例：安全規制に違反して健康被害が発生する急迫した危険のある食品が消費者に販売されている場合